

●香川県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和4年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	名 称		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
令和4年3月1日	三浦内科みちこ小児科クリニック	さところ整形外科三浦内科みちこ小児科クリニック	丸亀市土器町東七丁目886番
令和4年3月1日	小川歯科口腔外科クリニック	おがわ口腔外科クリニック	木田郡三木町池戸2186番地1
令和4年3月1日	のぞみ薬局	ウエルシア薬局丸亀川西店	丸亀市川西町北1360番地11